

兼務役職の制限についての申し合わせ

平成 17 年 2 月 18 日

改定 平成 26 年 5 月 1 日

一般社団法人東京都個人タクシー協会

標記について、会員全体において下記のとおり申し合わせる。

記

兼務役職の制限について、問題として取り上げられた背景は、特定の者がいくつもの役職を兼ねていることによって、会議等のスケジュールの調整が困難となるほか、業務の円滑な運営及び対外的な会議等における個人タクシー業界の欠席が多いという弊害があった。

また、多くの役職が特定の者に集中することは、幅広い意見の集約という面で問題があるばかりでなく、その時々課題を適宜的確に判断、指示するという面でも負担が重くなることから、できるだけ多くの者が分担し運営に携わることが望ましい。

会長の職務については、その後各委員会運営に担当副会長制を導入参画することにより、問題は改善された。

また、専門委員会委員と特別委員会委員の重複者も現在は 3 名で、以前からみると大幅に減少したほか、理事を兼ねない委員等の総数も 28 名で、以前に比べるとかなり増加しており、当協会の事業運営にできるだけ多くの者が携わるといった観点からの改善は進んだと考えられる。

対外役員等については、当業界の代表として推薦することから、理事の中から選出することが望ましい。

多くの者が内外のさまざまな会議に出席するとの観点から、平成 18 年度以降においては以下の点に配慮するものとする。

対外役員又は上部団体の委員の選出に当たっては、関連する委員会に所属する者から選出することが望ましく、特に街頭指導会議議員及び乗り場対策委員については街頭営業適正化特別委員等の中から選ばれることが望ましい。

会議等のスケジュール調整については、現在も総会直後に長期間にわたるスケジュールを決定し、速やかに会員へ通知しているが、相当な理由がない限りこれを変更しないこととする。なお、平成 17 年度以降当協会の理事会の開催日を月の中旬とするよう考慮するものとする。

また、対外的な会議については、内部の会議に優先して出席されるようにするほか、常任役員以上の者にこれらのポストが集中しないように配慮するものとする。

このほか、上部団体や所属団体における役職についても、できる限り兼務数を少なくすることが望ましく、会員全体で努力するものとする。